

保育施設等利用調整申込書

令和 年 月 日

☐ 新規入所(園)

☐ 転所(園)希望

※すでに入所(園)中の人が
転所(園)を希望する場合

ふりがな			
児童氏名			
生年月日	令和 年 月 日生	年齢	令和9年4月1日現在

三田市福祉事務所長 あて

保育施設等の利用調整について、次のとおり申し込みます。

＜ 認定こども園または小規模保育が希望に含まれる場合 ＞

希望する施設の運営上の重要事項(保育時間、保育料以外の費用など)について、説明を受け確認を行いました。(説明会、参加日等について下記にご記入ください。)

保護者氏名

希望する保育所、認定こども園、小規模保育

※希望する施設の横に希望順位をご記入ください。

施設種別	希望順位	保育所名	入所年齢	説明会等参加日
保育所		三田こぼと保育園	8か月～	あらかじめ立地条件等をご確認いただき、通所(園)可能な施設に限り希望順位をご記入ください。また、保育内容等については、必要に応じて各施設への問い合わせ等により確認をお願いします。
		光の子保育園	4か月～	
		あいの保育園	3か月～	
		あさひ若草ナースリー	6か月～2歳児	
		キッズポート保育園	3か月～	
		よこやま保育園	3か月～	
		さんだのもり保育園	2か月～	
		三田 虹の子保育園	8か月～	
		三田保育所	8か月～	
施設種別		認定こども園名		説明会等参加日(必ずご記入をお願いします)
認定こども園		北摂第一幼稚園	1歳児～※1	R 年 月 日 説明会参加・個別説明・その他()
		北摂中央幼稚園	2歳児～※1	R 年 月 日 説明会参加・個別説明・その他()
		ふじ幼稚園	1歳～	R 年 月 日 説明会参加・個別説明・その他()
		三田あさひ幼稚園	1歳児～※1	R 年 月 日 説明会参加・個別説明・その他()
		三田さち幼稚園	1歳8か月～※2	R 年 月 日 説明会参加・個別説明・その他()
		三田つつじが丘認定こども園	6か月～	R 年 月 日 説明会参加・個別説明・その他()
		三田けやき台認定こども園	6か月～	R 年 月 日 説明会参加・個別説明・その他()
		北摂学園幼稚園	1歳児～※1	R 年 月 日 説明会参加・個別説明・その他()
		やよい幼稚園	2歳児～※1	R 年 月 日 説明会参加・個別説明・その他()
		親和幼稚園	1歳児～※1	R 年 月 日 説明会参加・個別説明・その他()
		ゆうかりフレンズ	3か月～	R 年 月 日 説明会参加・個別説明・その他()
		若草幼稚舎	6か月～	R 年 月 日 説明会参加・個別説明・その他()
		ほしのさとこども園	2か月～	R 年 月 日 説明会参加・個別説明・その他()
		みつば幼稚園	3歳児～※1	R 年 月 日 説明会参加・個別説明・その他()
		ありまふじ幼稚園	3歳児～※1	R 年 月 日 説明会参加・個別説明・その他()
施設種別		小規模保育事業所名		説明会等参加日(必ずご記入をお願いします)
小規模保育		こぐまプリスクール三田園	6か月～2歳児	R 年 月 日 説明会参加・個別説明・その他()
		やよいキッズ	6か月～2歳児	R 年 月 日 説明会参加・個別説明・その他()
		ミルクたんぽぽ園	3か月～2歳児	R 年 月 日 説明会参加・個別説明・その他()
		ぼるとこども園	3か月～2歳児	R 年 月 日 説明会参加・個別説明・その他()
		(仮称)ミルクキッズガーデン	3か月～2歳児	R 年 月 日 説明会参加・個別説明・その他()
		コスモチャイルド保育園三田園	6か月～2歳児	R 年 月 日 説明会参加・個別説明・その他()
市外を希望する場合は、施設名等をご記入ください。		市 区 町	第1希望	
			第2希望	
			第3希望	

- ・入所希望月の1日時点で、その年齢に達している必要があります。
- ・※1は入所希望年度の4月1日時点でその年齢に達している必要があります。
- ・※2は入所希望年度の4月1日時点で1歳に達している必要があります。
- ・特別な支援が必要な子どもの状況と施設・事業の受け入れ体制等によって入所できない場合があります(小規模保育の連携も含む)

裏面も必ずご記入ください

保育所等の入所に関する申請時の確認票

以下の事項を確認し、各項目のチェック欄に ☒ を入れ、署名をお願いします

1	申込み期日について	書類は期日までに提出してください。未提出書類や不備書類がある場合、期日を過ぎてからの提出については、保育の利用決定や利用調整の対象になりません。	☐
2	利用の対象について	希望する保育所等は「保育施設等利用調整申込書」に記載されている入所年齢を満たしている必要があります。申込み児童の年齢が利用希望施設の対象年齢外の場合は、利用調整の対象になりません。	☐
3	希望施設の見学・説明について	希望施設については、見学をおすすめします。また、認定こども園及び小規模保育の申込みに関しては、保育申請までに必ず希望施設の説明会や個別説明を受けてください。特に認定こども園では保育内容の違いや、利用者負担額以外の費用（毎月の施設費・教育充実費など）が必要になる場合があります。保育内容・費用・その他利用方法について各施設へ直接ご確認ください。	☐
4	保育認定要件について	保育所等を利用する場合「保育の必要な事由」に該当することが要件となります。事由に該当しなくなった場合、退所となります。就労、就学、介護・看護を事由として保育所等を利用される場合は、月 64 時間以上の就労、就学、介護・看護をしていることが必要です。	☐
5	求職・育児休業復帰で申込みされた場合	求職活動での申込みは、保育の利用開始から 90 日以内の就労開始及び「就労証明書」の提出が必要です。提出がない場合は保育所等から退所となります。育児休業からの復帰を理由とする申込みの場合は、保育所等入所後の 1 か月以内に育児休業を終了していただく必要があります。期限までに復帰されない場合は、退所となります。また育児休業前と同じ職場に復帰せずに退職や転職をする場合又は提出のあった就労証明書より短い勤務日数や勤務時間で復帰した場合は、利用決定を取り消すことがあります。	☐
6	就労内定で申込みされた場合	就労内定の申込みで、提出のあった就労証明書の内定先に就職しない場合は、利用決定を取り消すことがあります。	☐
7	申請内容変更について	申請内容から変更（勤務先・勤務日数・勤務時間・就職・退職・育児休業からの仕事復帰・世帯状況等）があった場合はすみやかにご連絡ください。就労証明書の内容について、勤務先に三田市より直接連絡をとり、確認させていただくこともありますので、予めご了承ください。	☐
8	保育の必要量について	提出していただいた書類を基に、三田市が保育を必要とする事由及び保育の必要量（「保育標準時間」・「保育短時間」）を認定します。提出書類に不備がある場合には適切な判断ができませんので、不備がないように提出をお願いします。（求職中・育児休業継続中は原則として「保育短時間」での認定になります。）	☐
9	申請内容の情報提供について	申請時に提出された就労証明書や診断書等は、施設での保育時間決定や保育を必要とする事由の確認に必要なため、内定先の保育所等に送付します。また入所後も適切な保育利用のため、市から必要に応じて保育所等に対し情報提供を行うことがあります。	☐
		入所後も集団生活の適否の確認及び保育の参考のため、市の担当者が、医療機関、療育機関並びに乳幼児健康診査、健康相談及び家庭訪問等に関する関係機関が保有する情報の閲覧を行うことがあります。また、主治医及び療育機関等との情報共有を行うことがあります。	☐
10	利用申込みの取り下げ等について	申請後に三田市外へ転出した場合、保育の利用申込みは自動的に取り下げとなります。	☐
11	市外に申請する場合	三田市に住民票があるが、市外の保育所等に入所を希望される場合には、三田市で教育・保育給付認定を行ったのちに、施設が所在する市区町村の締切日までに三田市からの委託文書を届ける必要があります。事前に施設が所在する市区町村に締切日等を確認してください。	☐
12	転入予定の場合	三田市に転入予定で、三田市の保育所等に入所を希望し、三田市に直接申し込む場合「転入先の住所と転入時期がわかる書類（賃貸・売買契約書の写し等）」が必要となります。その場合、入所月の 1 日時点で三田市に転入していることが必要です。1 日時点で住民票が三田市にない場合、内定が取り消し（退所）となります。	☐
13	ならし保育について	保育所等利用の際は、「ならし保育」期間があります。保護者の勤務時間に関わらず、その期間中は長時間の保育はできません。また、保育の利用開始日より前に「ならし保育」をすることはできません。	☐
14	小規模保育について	小規模保育は 3 歳の誕生日を迎えられた年度の 3 月末で卒園となりますが、3 歳児クラスからは各園の連携施設に引き続き入所が可能です。原則として希望する連携施設へ入所することができますが、連携施設が複数ある場合、希望する連携施設の受け入れ枠の範囲内で利用調整を行うことがあります。	☐
15	あさひ若草ナースリーについて	あさひ若草ナースリーは 0～2 歳児専用の保育所です。3 歳児クラス以降の入所については再度、新規の申込みが必要となります。自動的に関連施設（若草幼稚園、三田あさひ幼稚園）に進級できるわけではありません。	☐
16	利用者負担額の算定について	利用者負担額は世帯の市民税額等により決定します。離婚後も状況により、父母の市民税額を合算して計算する場合があります。また、祖父母等と同居しており、父母の収入が年収 103 万円未満の場合、同居の祖父母等と税額を合算したうえで利用者負担額を決定する場合があります。（副食費免除対象者決定においても同様の取扱いです。）利用者負担額決定後、確定申告や市税申告等により課税額に変更が生じた場合は、すみやかに連絡してください。	☐
		子ども・子育て支援法の規定に基づく保育料の算定等のため、市の担当者が、児童及び世帯員の住民票、税務資料（他自治体のものを含む）、生活保護受給状況、及び障害者手帳交付状況資料並びに、児童扶養手当、特別児童扶養手当及び児童手当資料の閲覧及び取得を行うことがあります。	☐
		利用者負担額算定・副食費免除対象者決定に当たり、世帯の所得状況の確認が必要になります。三田市で税額が確認できない場合、課税証明書等を提出していただく必要があります。なお、利用者負担額決定に必要な税の申告がなかった場合や、書類の提出が期限までになかった場合、利用者負担額を最高額で決定します。	☐
17	利用者負担額の徴収について	利用者負担額については、保育所の場合は三田市が徴収し、認定こども園と小規模保育については各施設が徴収します。（他市公立施設は施設所在市区町村が徴収） いずれの場合も期限に遅れの無いように納付してください。利用者負担額の納付がなく、滞納となった場合には、財産（給与等）の調査や差し押さえなどを行うことがあります。	☐
18	長期休園について	特別な理由なく 2 か月以上登園がない場合は、保育の利用の解除（退所）となることがあります。また、休園中も利用者負担額はお支払いいただきます。	☐

三田市長宛 児童の保育利用にあたり、上記の事項について確認しました。

令和 年 月 日

住所 氏名